

# 別府史談会会則

- 第一条 この会は別府史談会という。
- 第二条 この会は、別府地方における歴史を研究し、郷土を知り愛郷心を養うとともに、郷土の発展に寄与することを目的とする。
  - 2 この会の事務局は会長宅におく。
- 第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。
  - ・講演会 研究会 発表会 史跡探訪会
  - ・会誌の発行（年に一回）
- 第四条 この会は、毎年一回総会を開くものとする。
- 第五条 この会は、左の会員をもって組織する。
  - ・会員（年額二五〇〇円の会費を負担する）
  - ・顧問
  - ・贊助会員（年額一口五〇〇〇円の贊助会費を負担する）
- 第六条 この会に左の役員を置く。
  - ・会長 一名
- 第七条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - ・事務局長 事務局員（会計を含む） 若干名
  - ・監事 二名
  - ・理事 若干名
- 第八条 役員は、会の運営について協議し、運営の方針や計画を決定する。
  - ・事務局は、会の会計執行と、役員会の決定にもどつき、運営にあたる。
- 第九条 役員会は、名誉会長及び顧問を推薦することができます。
  - 2 この会の経費は、会費及び篤志家の寄付をもつてある。
- 第十条 この会の経費は、会費及び寄付金は理由の如何を問わず返却しない。
- 第十二条 この会則は、総会の議決により改正することができ